



南池袋介護老人保健施設アバンセ 利用料一覧

(令和7年4月1日改定)

I. 施設入所サービス・利用料金

【1割負担】

多床室(4人部屋)【在宅強化型】

種別	要介護状態区分	単位数	利用料	居住費	※特別な室料	食費	日額 基本料金	月額(30日) 基本料金
介護 保健 施設 サービス	(I-iv)	要介護 1	871単位	950円		2,350円	4,200円	126,000円
		要介護 2	947単位	1,033円		2,350円	4,283円	128,490円
		要介護 3	1,014単位	1,106円		2,350円	4,356円	130,680円
		要介護 4	1,072単位	1,169円		2,350円	4,419円	132,570円
		要介護 5	1,125単位	1,227円		2,350円	4,477円	134,310円

従来型個室(1人部屋)【在宅強化型】

種別	要介護状態区分	単位数	利用料	居住費	※特別な室料	食費	日額 基本料金	月額(30日) 基本料金
介護 保健 施設 サービス	(I-ii)	要介護 1	788単位	859円	2,200円	2,350円	7,309円	219,270円
		要介護 2	863単位	941円	2,200円	2,350円	7,391円	221,730円
		要介護 3	928単位	1,012円	2,200円	2,350円	7,462円	223,860円
		要介護 4	985単位	1,074円	2,200円	2,350円	7,524円	225,720円
		要介護 5	1,040単位	1,134円	2,200円	2,350円	7,584円	227,520円

※ 特別な室料については、施設とご利用者様との契約に基づき定めます。

※ 季節の行事食、お楽しみ食事企画等については、200円/回(全ての方が対象)の追加料金がかかります。

基本加算項目(該当項目が上記月額基本料金にプラスされます)

加算項目	内容	単位数	日額	月額(30日)
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士が入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、1日につき	11単位	12円	360円
サービス提供体制 強化加算 (いずれか一つを算定)	(I) 介護福祉士を80%以上、又は勤続10年以上の 介護福祉士を35%以上配置 ★アバンセ該当項目	22単位	24円	720円
	(II) 介護福祉士を60%以上配置	18単位	20円	589円
	(III) 介護福祉士を50%以上、又は常勤職員を75%以上、 又は勤続7年以上の職員を30%以上配置	6単位	7円	197円
夜勤体制加算	基準以上(20:1)の夜勤職員を配置	24単位	27円	785円
介護職員等処遇改善加算(I)	(基本単位+各種加算項目を加えた合計単位数) × 7.5%	合計単位数	× 7.5%	介護度や加算 状況により 異なります

入所/外泊時 加算項目

加算項目	内容	単位数	1日につき
初期加算	(I) 入所日から起算して 30日以内の期間、1日につき	60単位	66円
	(II) (入所前の状況等によりどちらかひとつを算定)	30単位	33円
外泊時費用	月6日を限度とし、1日につき(所定単位数に代えて)	362単位	395円
外泊時在宅サービス利用費用	退所が見込まれる者に対し、外泊時に施設が在宅での サービスを提供した場合、月6日を限度とし、1日につき	800単位	872円

入所/外泊時 加算項目

加算項目		内容	単位数	1日につき	
入所前後訪問 指導加算	(Ⅰ)	入所中 1回限り	450単位	491円	
	(Ⅱ)	入所中 1回限り	480単位	524円	
再入所時栄養連携加算		再入所時 1回限り	200単位	218円	
退所時栄養情報連携加算		退所時 1回限り	70単位	77円	
支 退 援 所 加 時 算 等	試行的退所時指導加算		試行的退所時 月1回を限度に	400単位	436円
	退所時情報提 供加算	(Ⅰ)	退所時 1回限り (在宅・施設の場合)	500単位	545円
		(Ⅱ)	退所時 1回限り (医療機関の場合)	250単位	273円
	入退所前連携 加算	(Ⅰ)	入所中 1回限り	600単位	654円
		(Ⅱ)	入所中 1回限り	400単位	436円
	訪問看護指示加算		退所時 1回限り	300単位	327円
かかりつけ医連携 薬剤調整加算	(Ⅰ)イ	入所中 1回限り	140単位	153円	
	(Ⅰ)ロ	入所中 1回限り	70単位	77円	
	(Ⅱ)	入所中 1回限り	240単位	262円	
	(Ⅲ)	入所中 1回限り	100単位	109円	

在宅復帰・在宅療養支援機能加算

各種加算		内容	単位数	1日につき
在宅復帰・在宅療養 支援機能加算	(Ⅰ)	在宅復帰率、ベッド回転率、入退所前後の訪問指導割合、リハビリ専門職や支援相談員の配置割合、重度者の入所受入など	51単位	56円
	(Ⅱ)	施設の在宅復帰や在宅療養の取り組みに対して、一定の基準を満たした場合、基本単位にプラスして、1日につき		

リハビリテーション加算項目

各種加算		内容	単位数	1日/1月につき
短期集中 リハビリテーション 実施加算	(Ⅰ)	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、入所から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合、1日につき	258単位	282円
	(Ⅱ)		200単位	218円
認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算	(Ⅰ)	認知症と診断された入所者に対して、集中的な個別リハビリテーションを実施した場合、3月を限度に、又1週に3日を限度とし、1日につき	240単位	262円
	(Ⅱ)		120単位	131円
リハビリテーションマネジメント 計画書情報提供加算	(Ⅰ)	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション計画書を入所者又はその家族等に説明し	53単位	58円
	(Ⅱ)	継続的にリハビリテーションの質を管理した場合、1月につき	33単位	36円

その他加算項目

加算項目		内容	単位数	1日/1月につき
口腔衛生管理加算	(Ⅰ)	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対し口腔衛生に係る技術的助言及び指導を月2回以上行った場合、1月につき	90単位	99円
	(Ⅱ)	(Ⅰ)に加え、入所者の口腔衛生に係る情報等を厚生労働省に提出した場合、1月につき	110単位	120円
経口移行加算		経管から経口摂取へ移行するために、栄養管理、食事訓練等を行った場合、180日を限度とし、1日につき	28単位	31円
経口維持加算	(Ⅰ)	摂食機能障害を有し、著しく誤嚥が認められる者を対象に、特別な管理が行われた場合、1月につき	400単位	436円
	(Ⅱ)	(Ⅰ)に加え、医師、歯科医師、言語聴覚士がミールラウンド等を行い、より専門的な管理が行われた場合、1月につき	100単位	109円

その他加算項目

加算項目		内容	単位数	1日/1月につき
療養食加算		医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食に対し、1日3回を限度とし、1食につき	6単位	7円
褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ)	入所者ごとに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価し、継続的な褥瘡管理を行った場合、1月につき	3単位	4円
	(Ⅱ)	(Ⅰ)に加え、褥瘡の発生がない場合、1月につき	13単位	15円
排せつ支援加算 (いずれか一つを算定)	(Ⅰ)	排せつに介護を要する入所者に対し、要介護状態の軽減等を図るための計画を作成し、定期的な評価、計画的な排せつ支援を行った場合、1月につき	10単位	11円
	(Ⅱ)	排尿・排便の状態が改善し、いずれにも悪化がない、又はおむつ使用ありから使用なしに改善した場合、1月につき	15単位	17円
	(Ⅲ)	排尿・排便の状態が改善し、いずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善した場合、1月につき	20単位	22円
ターミナルケア加算		死亡日以前31日以上45日以下については、1日につき	72単位	79円
		死亡日以前4日以上30日以下については、1日につき	160単位	175円
		死亡日前日及び前々日については、1日につき	910単位	992円
		死亡日については	1,900単位	2,071円
緊急時治療管理費		入所者の病状が重篤となり緊急時治療管理が行われた場合、1月1回、3日を限度とし、1日につき	518単位	565円
所定疾患施設療養費	(Ⅰ)	特定の病気を患った入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等が行われた場合、1月1回、7日を限度とし、1日につき	239単位	261円
	(Ⅱ)	特定の病気を患った入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等が行われた場合、1月1回、10日を限度とし、1日につき	480単位	524円
若年性認知症入所者受入加算		若年性認知症入所者の受入れを行った場合、1日につき	120単位	131円
認知症行動・心理症状緊急対応加算		認知症行動等の変化により、在宅での生活が困難と認められ、緊急に受入れを行った場合、7日を限度とし、1日につき	200単位	218円
認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	認知症介護に関する専門的な研修を修了した者の配置人数が、一定の基準を満たした場合、1日につき	3単位	4円
	(Ⅱ)	(Ⅰ)に加え、より専門性の高い認知症介護の研修修了者を配置し、認知症ケアに関する研修計画を作成し実施した場合、1日につき	4単位	5円
認知症チームケア 推進加算	(Ⅰ)	認知症入所者に対し、認知症の行動・心理症状の予防等に資する研修修了者の指導のもとチームケアを提供した場合、1月につき	150単位	164円
	(Ⅱ)		120単位	131円
自立支援促進加算		医師が入所者ごとに、自立支援のために必要な医学的評価を行うとともに、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合、1月につき	300単位	327円
科学的介護推進 体制加算	(Ⅰ)	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症、心身の状況に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出した場合、1月につき	40単位	44円
	(Ⅱ)	(Ⅰ)に加え、疾病の状況や服薬情報等を厚生労働省に提出した場合、1月につき	60単位	66円
協力医療機関 連携加算	(Ⅰ)	入所者の病状が急変した場合等において、協力医療機関の医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保し、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制が確保されている場合、1月につき	100単位	109円
	(Ⅱ)	協力医療機関との間で、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合、1月につき	5単位	6円
安全対策体制加算		リスクマネジャー研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、入所時1回に限り	20単位	22円
新興感染症等施設療養費		新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した入所者に対し、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で、施設内で療養を行った場合、1月に1回、5日を限度とし、1日につき	240単位	262円

その他加算項目

加算項目		内容	単位数	1日/1月につき
高齢者施設等 感染対策向上加算	(Ⅰ)	新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関と連携し、また協力医療機関との間で、新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症発生時に協力医療機関等と連携し適切に対応している場合、1月につき	10単位	11円
	(Ⅱ)	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実施指導を受けている場合、1月につき	5単位	6円
生産性向上推進 体制加算	(Ⅰ)	見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、業務改善の取組による成果が確認され、そのデータ等を厚生労働省に提出している場合、1月につき	100単位	109円
	(Ⅱ)	見守り機器等のテクノロジーを導入し、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合、1月につき	10単位	11円

※ その他、日用品費、教養娯楽費、洗濯代、理美容代等については、別紙をご参照ください。

「特定入所者介護サービス費」について（入所・ショート共通）

※ サービス利用時の居住費及び食費は、ご利用者及びご家族様との契約に基づき決定しますが、所得の低い方（特別区民税世帯非課税者）に対しては、4つの利用者負担段階による居住費・食費の軽減措置が設けられ、認定者は当該負担限度額の範囲内でご利用いただけます。

※ 減額の対象となる方は、お住まいの区市町村の介護保険窓口で申請手続きを行ってください。

Ⅱ. 短期入所療養介護(介護予防)・ショートステイ利用料金

多床室(4人部屋)【在宅強化型】

種別	要介護状態区分	単位数	利用料	滞在費	※特別な室料	食費	日額 基本料金
予介護 防護	(Ⅰ-iv)	要支援 1	672単位	733円		2,350円	3,983円
		要支援 2	834単位	909円		2,350円	4,159円
短期入 所療養 介護	(Ⅰ-iv)	要介護 1	902単位	984円		2,350円	4,234円
		要介護 2	979単位	1,068円		2,350円	4,318円
		要介護 3	1,044単位	1,138円		2,350円	4,388円
		要介護 4	1,102単位	1,202円		2,350円	4,452円
		要介護 5	1,161単位	1,266円		2,350円	4,516円

従来型個室(1人部屋)【在宅強化型】

種別		要介護状態区分	単位数	利用料	滞在費	※特別な室料	食費	日額 基本料金
予介護 防護	(Ⅰ－ⅱ)	要支援 1	632単位	689円	1,900円	2,200円	2,350円	7,139円
		要支援 2	778単位	848円	1,900円	2,200円	2,350円	7,298円
介護 サービス 施設	(Ⅰ－ⅱ)	要介護 1	819単位	893円	1,900円	2,200円	2,350円	7,343円
		要介護 2	893単位	974円	1,900円	2,200円	2,350円	7,424円
		要介護 3	958単位	1,045円	1,900円	2,200円	2,350円	7,495円
		要介護 4	1,017単位	1,109円	1,900円	2,200円	2,350円	7,559円
		要介護 5	1,074単位	1,171円	1,900円	2,200円	2,350円	7,621円

※ 特別な室料については、施設とご利用者様との契約に基づき定めます。

※ 季節の行事食、お楽しみ食事企画等については、200円/回(全ての方が対象)の追加料金がかかります。

基本加算項目(該当項目が上記月額基本料金にプラスされます)

加算項目	内容	単位数	日額
サービス提供体制 強化加算 (いずれか一つを算定)	(Ⅰ) 介護福祉士を80%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置 ★アバンセ該当項目	22単位	24円
	(Ⅱ) 介護福祉士を60%以上配置	18単位	20円
	(Ⅲ) 介護福祉士を50%以上、又は常勤職員を75%以上、又は勤続7年以上勤務の職員を30%以上配置	6単位	7円
夜勤体制加算	基準以上(20:1)の夜勤職員を配置	24単位	27円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(基本単位+各種加算項目を加えた合計単位数)×7.5%	合計単位数	×7.5%

在宅復帰・在宅療養支援機能加算

加算項目	内容	単位数	1日につき
在宅復帰・在宅療養 支援機能加算	(Ⅰ) 在宅復帰率、ベッド回転率、入退所前後の訪問指導割合、リハビリ専門職や支援相談員の配置割合、重度者の入所受入など施設の在宅復帰や在宅療養の取り組みに対して、一定の基準を満たした場合、基本単位にプラスして、1日につき	51単位	56円
	(Ⅱ)		

その他加算項目

加算項目		内容	単位数	1日/1回につき
送迎加算		送迎を行った場合、片道につき	184単位	201円
個別リハビリテーション実施加算		20分以上の個別リハビリテーションを実施した場合、1日につき	240単位	262円
療養食加算		医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食に対し、1日3回を限度とし、1食につき	8単位	9円
若年性認知症利用者受入加算		若年性認知症利用者の受入れを行った場合、1日につき	120単位	131円
緊急短期入所受入加算		緊急に受入れを行った場合、7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度とし、1日につき	90単位	99円
認知症行動・心理症状緊急対応加算		認知症行動等の変化により、在宅での生活が困難と認められ、緊急に受入れを行った場合、7日を限度とし、1日につき	200単位	218円
認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	認知症介護に関する専門的な研修を修了した者の配置人数が、一定の基準を満たした場合、1日につき	3単位	4円
	(Ⅱ)	(Ⅰ)に加え、より専門性の高い認知症介護の研修修了者を配置し、認知症ケアに関する研修計画を作成し実施した場合、1日につき	4単位	5円
口腔連携強化加算		口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関ならびに介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行った場合、1月に1回限り、	50単位	55円
総合医学管理加算		治療管理を目的とした利用者に対し、診療方針を定め、投薬、検査、注射、処置等を行った場合、10日を限度とし、1日につき	275単位	300円
緊急時治療管理費		入所者の病状が重篤となり緊急時治療管理が行われた場合、3日を限度とし、1日につき	518単位	565円
重度療養管理加算		要介護4、5で特定の状態にある利用者に対し、療養上必要な処置等を計画的に行った場合、1日につき	120単位	131円
生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)	見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、業務改善の取組による成果が確認され、そのデータ等を厚生労働省に提出している場合、1月につき	100単位	109円
	(Ⅱ)	見守り機器等のテクノロジーを導入し、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合、1月につき	10単位	11円
特定短期入所療養介護費 (所定単位数に代えて)		日帰りショートステイで、3～4時間利用の場合	664単位	724円
		日帰りショートステイで、4～6時間利用の場合	927単位	1,011円
		日帰りショートステイで、6～8時間利用の場合	1,296単位	1,413円

※ その他、日用品費、教養娯楽費、洗濯代、理美容代等については、別紙をご参照ください。

Ⅲ. 通所リハビリテーション・利用料金

種別	開催日/時間	要介護状態区分	単位数	利用料	食費	日額基本料金
通所リハビリ	毎週 月曜～土曜日 6時間以上 7時間未満 大規模型	要介護 1	675単位	750円	920円	1,670円
		要介護 2	802単位	891円	920円	1,811円
		要介護 3	926単位	1,028円	920円	1,948円
		要介護 4	1,077単位	1,196円	920円	2,116円
		要介護 5	1,224単位	1,359円	920円	2,279円

基本加算項目（該当項目が上記月額基本料金にプラスされます）

加算項目		内容	単位数	1日/1月につき
サービス提供体制強化加算 (いずれか一つを算定)	(Ⅰ)	介護福祉士を70%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士を25%以上配置 ★アバンセ該当項目	22単位	25円
	(Ⅱ)	介護福祉士を50%以上配置	18単位	20円
	(Ⅲ)	介護福祉士を40%以上、又は勤続7年以上勤務の職員を30%以上配置	6単位	7円

基本加算項目（該当項目が上記月額基本料金にプラスされます）

加算項目	内容	単位数	1日/1月につき
入浴介助加算	(Ⅰ) 入浴介助を行った場合、1日につき	40単位	45円
	(Ⅱ) 居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成し、それに基づいた入浴介助を行った場合、1日につき	60単位	67円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(基本単位＋各種加算項目を加えた合計単位数)×8.6%	合計単位数	×8.6%

リハビリテーション/栄養マネジメント加算項目

加算項目	内容	単位数	1日/1月につき
リハビリテーション提供体制加算	リハビリテーション専門職の配置が、人員に関する基準よりも手厚い体制を構築している事業所に対して、1日につき	24単位	27円
リハビリテーション マネジメント加算	イ リハビリテーション会議を開催し、その計画書に関して理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者・家族に説明し、同意を得るとともにその内容を医師へ報告した場合 同意日の属する月から6月以内、1月につき 同意日の属する月から6月超、1月につき	560単位 240単位	622円 267円
	ロ イに加え、利用者ごとのリハビリテーション計画書の内容等を厚生労働省に提出した場合 同意日の属する月から6月以内、1月につき 同意日の属する月から6月超、1月につき	593単位 273単位	659円 303円
	ハ 利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して栄養アセスメント(低栄養状態のリスクと解決すべき課題の把握)を実施し、当該利用者・家族に説明し、同意を得た場合 同意日の属する月から6月以内、1月につき 同意日の属する月から6月超、1月につき	793単位 473単位	881円 525円
リハビリテーション計画書の内容を医師が説明した場合	イロハに加え、利用者ごとのリハビリテーション計画書の内容等を医師が説明した場合	270単位	300円
短期集中リハビリテーション実施加算	退院(退所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別のリハビリテーションを行った場合、1日につき	110単位	123円
認知症短期集中 リハビリテーション 加算	(Ⅰ) 認知症と診断された利用者に対して、個別のリハビリテーションを行った場合、1週間に2日を限度として、退院(退所)日又は通所開始日から起算して3月以内、1日につき	240単位	267円
	(Ⅱ) 認知症と診断された利用者に対して、1月に4回以上リハビリテーションを行った場合、退院(退所)日又は通所開始月から起算して3月以内、1月につき	1,920単位	2,132円
生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為の向上を図るためのリハビリテーションを行った場合、リハビリテーション開始月から起算して6月以内、1月につき	1,250単位	1,388円
移行支援加算	利用者に対する適時・適切なリハビリテーションを行うことによって、当該利用者の社会参加等を支援した場合、1日につき	12単位	14円
栄養アセスメント加算	利用者ごとに栄養アセスメントを実施し、その結果等を利用者・家族に説明し、かつ当該情報を厚生労働省に提供した場合、1月につき	50単位	56円
栄養改善加算	個別の栄養ケア計画に基づき、管理栄養士と看護・介護職員の共同による栄養改善指導や食事サービス等を行った場合、月2回を限度とし、1回につき	200単位	222円
口腔・栄養 スクリーニング加算	(Ⅰ) 利用開始時及び6月毎に利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について担当する居宅の介護支援専門員に情報提供した場合、6月に1回を限度とし、1回につき	20単位	23円
	(Ⅱ) 栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定している場合は、6月に1回を限度とし、1回につき	5単位	6円

その他加算項目

加算項目	内容	単位数	1日/1月につき
口腔機能向上加算	(Ⅰ) 個別の口腔機能改善計画に基づき、言語聴覚士等が口腔清掃又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施を行った場合、月2回を限度とし、1回につき	150単位	167円
	(Ⅱ)イ (Ⅰ)に加え、口腔機能改善管理指導計画等を厚生労働省に提出した場合、月2回を限度とし、1回につき ただしリハビリテーションマネジメント加算を算定している場合	155単位	172円
	(Ⅱ)ロ (Ⅰ)に加え、口腔機能改善管理指導計画等を厚生労働省に提出した場合、月2回を限度とし、1回につき ただしリハビリテーションマネジメント加算を算定していない場合	160単位	178円
退院時共同指導加算	病院等に入院中の者が退所するに当たり、通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、退所前カンファレンスに参加し、当該者の状況等に関する情報を退院後初回のリハビリテーションに反映させた場合、1回に限り	600単位	666円
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症、心身の状況に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出した場合、1月につき	40単位	45円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の受入れを行った場合、1日につき	60単位	67円
中重度者ケア体制加算	中重度の要介護者(要介護3、4、5)を受入れる体制を構築している場合、1日につき	20単位	23円
重度療養管理加算	要介護3、4、5で特定の状態にある利用者に対し、計画的な医学的管理のもと、通所リハビリテーションを実施した場合、1日につき	100単位	111円

※ 送迎を行わなかった場合には、片道につき47単位(53円)の減額となります。

※ 日用品費、教養娯楽費については、別紙をご参照ください。

※ 季節の行事食、お楽しみ食事企画等については、200円/回(全ての方が対象)の追加料金がかかります。

※ 通所のご利用にあたって、連絡用ファイル(650円)を初回にご購入いただきます。

Ⅳ. 介護予防通所リハビリテーション・利用料金

種別	開催日/時間	要介護状態区分	①月額 基本単位数	②サービス提供 体制強化加算	合計単位数 (①+②)	月額 基本料金	食費 (1日につき)
通介 所護 り予 ハ防	毎週 月曜～土曜日 6時間以上 7時間未満	要支援 1	2,268単位	88単位	2,356単位	2,616円	920円
		要支援 2	4,228単位	176単位	4,404単位	4,889円	920円

※ 上記利用料金は月額での計算となります。ただし、食費については850円×ご利用日数の計算となります。

※ 送迎・入浴に関する料金は、上記介護予防通所リハビリテーション費(月額基本料金)に含まれます。

※ サービス提供体制強化加算は、加算(Ⅰ)の「介護福祉士を70%以上配置」の加算となります。

※ 利用者に対して、利用開始から12月を超えて指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合、1月につき
要支援1は120単位(134円)、要支援2は240単位(267円)の減額となります。

選択的サービス(各種加算)

加算項目	内容	単位数	1月/1回につき
生活行為向上 リハビリテーション実施加算	生活行為の向上を図るためのリハビリテーションを行った場合、 リハビリテーション開始月から起算して6月以内、1月につき	562単位	624円
栄養アセスメント加算	利用者ごとに栄養アセスメントを実施し、その結果等を利用者・家族に説明し、かつ当該情報を厚生労働省に提供した場合、1月につき	50単位	56円
栄養改善加算	個別の栄養ケア計画に基づき、管理栄養士と看護・介護職員の共同による栄養改善指導や食事サービス等を行った場合、1月につき	200単位	222円
口腔・栄養 スクリーニング加算	(Ⅰ) 利用開始時及び6月毎に利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について担当する居宅の介護支援専門員に情報提供した場合、 6月に1回を限度とし、1回につき	20単位	23円
	(Ⅱ) 栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定している場合は、6月に1回を限度とし、1回につき	5単位	6円

その他加算項目

加算項目		内容	単位数	1日/1月につき
口腔機能向上加算	(Ⅰ)	個別の口腔機能改善計画に基づき、言語聴覚士等が口腔清掃又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施を行った場合、1月につき	150単位	167円
	(Ⅱ)	(Ⅰ)に加え、口腔機能改善管理指導計画等を厚生労働省に提出した場合、1月につき	160単位	178円
一体的サービス提供加算		栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき	480単位	533円
退院時共同指導加算		病院等に入院中の者が退所するに当たり、通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、退所前カンファレンスに参加し、当該者の状況等に関する情報を退院後初回のリハビリテーションに反映させた場合、1回に限り	600単位	666円
科学的介護推進体制加算		利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症、心身の状況に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出した場合、1月につき	40単位	45円
若年性認知症利用者受入加算		若年性認知症利用者の受入れを行った場合、1月につき	240単位	267円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		(基本単位＋各種加算項目を加えた合計単位数)×8.6%	合計単位数	×8.6%

※ 日用品費、教養娯楽費については、別紙をご参照ください。

※ 通所のご利用にあたって、連絡用ファイル(650円)を初回にご購入いただきます。

V. 訪問リハビリテーション(介護予防)・利用料金

種別	要介護状態区分	基本報酬(単位)		サービス提供 体制強化加算(Ⅰ)	1回/20分につき
訪問リハビリテーション	要介護 1～5	1回につき	308単位	6単位	342円
介護予防訪問リハビリテーション	要支援 1～2	1回につき	298単位	6単位	331円

その他加算項目

加算項目		内容	単位数	1回につき
サービス提供体制強化 加算	I	7年以上勤務の理学療法士等を配置している場合、1回につき	6単位	7円
	II	3年以上勤務の理学療法士等を配置している場合、1回につき ★アバンセ該当項目	3単位	4円
リハビリテーション マネジメント加算	イ	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が以下の条件に則って リハビリテーションの管理を行った場合 ① 訪問リハビリテーション計画を定期的に見直している ② 介護支援専門員を通じて他の支援者に日常生活上の留意点等 を伝えている ③ 医師がリハビリテーション実施にあたり、詳細な指示を行っている ④ リハビリテーション会議を実施している	180単位	200円
	ロ	イに加え、利用者ごとのリハビリテーション計画書の内容等を 厚生労働省に提出した場合	213単位	237円
リハビリテーション計画書の内容 を医師が説明した場合		イロに加え、利用者ごとのリハビリテーション計画書の内容を医師 が説明した場合	270単位	300円
短期集中リハビリテーション 実施加算		退院(退所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、週2回 以上のリハビリテーションが行われた場合、1回につき	200単位	222円
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算		認知症を有する利用者の認知機能や生活機能を改善するため 退院(退所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、リハビリ テーションを行った場合、1週に2日を限度として1日につき	240単位	267円
口腔連携強化加算		利用者の口腔の健康状態の評価を実施した場合において、連携 歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情 報提供した場合、1月に1回に限り	50単位	56円
退院時共同指導加算		病院等に入院中の者が退所するに当たり、通所リハビリテーション 事業所の医師又は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、 退所前カンファレンスに参加し、当該者の状況等に関する情報を 退院後初回のリハビリテーションに反映させた場合、1回に限り	600単位	666円
移行支援加算		利用者に対する適時・適切なリハビリテーションを行うことによって、 当該利用者の社会参加等を支援した場合、1回につき	17単位	19円



南池袋介護老人保健施設アバンセ 利用料一覧《別紙》

令和6年6月1日現在

I. 日用品費・利用料金

品目	料金
おしぼり	25 円 (1本)
多目的タオル	25 円 (1枚)
エプロン	35 円 (1枚)
入浴セット A【シャンプーセット】	80 円 (1回)
入浴セット B【薬用シャンプーセット】	100 円 (1回)
ボディーローション	20 円 (1回)
介護用歯ブラシ(モアブラシ)	550 円 (1本)
介護用歯ブラシ(柔らか歯ブラシ)	140 円 (1本)

※上記日用品費は非課税となります。

II. 教養娯楽費・利用料金

クラブ活動内容	材料費
書道・絵画クラブ	実費
手芸・工作クラブ	実費
音楽・脳トレクラブ	実費

※行事費等についても実費となります。

III. 理美容・利用料金 ※外注サービス

サービス内容	料金
丸刈り	2,500 円
丸刈り + 顔剃り	3,500 円
丸刈り + 顔剃り + シャンプー	4,500 円
カットのみ	3,000 円
カット + 顔剃り	4,000 円
カット + 女性顔剃り	6,000 円
カット + 顔剃り + シャンプー	5,000 円
カット + 女性顔剃り + シャンプー	7,000 円
パーマ	+ 6,000 円
ヘアカラー	+ 5,000 円

IV. 業者洗濯・利用料金 ※外注サービス

業者洗濯		料金
通常の洗濯セット	洗濯(大)	1,100 円
	洗濯(小)	550 円
汚染時等臨時で洗濯物が発生した場合 または個別の洗濯料金	パジャマ上下	330 円
	トレーナー・ブラウス・セーター等	165 円
	ズボン・肌着等	165 円
	パンツ・靴下等	110 円
	バスタオル	165 円
	タオル・ハンカチ	110 円

※臨時であっても洗濯物合計で550円を超えた場合は、洗濯(小)の請求となります。

※新規利用開始時に洗濯袋セット(2枚 計330円)をご購入いただきます。